

消 防 救 第 2 4 8 号  
平 成 2 3 年 8 月 3 1 日

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正に伴う  
留意事項について

このたび、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について（平成23年8月31日付消防救第239号消防庁次長通知（以下「次長通知」という。））により、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正したところでありますが、当該次長通知についての留意事項を別紙のとおりまとめましたので、参照の上、効果的な応急手当の普及啓発活動の実施が図られるようお願いいたします。また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にも、この旨周知願います。

なお、本件に関しては、新たに短時間の講習制度を設け、その対象を小学生中高学年（概ね10歳）以上としたこと、普通救命講習に主として小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習Ⅲを追加したこと、eラーニングの導入、講習時間の分割を可能とするなど、より講習を受けやすい環境を整備したことに伴い、文部科学省から、各都道府県及び各指定都市教育委員会等に対して、別途周知依頼が発出される予定であることを申し添えます。

消防庁救急企画室 長谷川・鮫島・渡邊(俊) 電話 03-5253-7529 FAX 03-5253-7539
---

# 留意事項

はじめに

#### 実施要綱の一部改正の経緯

2010年10月、ILCOR（国際蘇生連絡協議会）のCoSTR（心肺蘇生に関わる科学的合意と治療勧告）の発表に伴い、日本蘇生協議会（JRC）と日本救急医療財団（心肺蘇生法委員会）で構成されたガイドライン作成合同委員会から心肺蘇生に関する「JRC（日本版）ガイドライン2010」（以下「ガイドライン」という。）が示された。

消防庁では、ガイドラインで示された内容を踏まえ、救急業務高度化推進検討会において、住民に対する応急手当普及講習の指導要領等について検討を重ねた結果、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救第41号。以下「要綱」という。）の一部改正を行った。

改正点は、①住民に対する標準的な普及講習に、主に小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習Ⅲを追加したこと。②住民に対する応急手当の導入講習を新たに追加し、名称を「救命入門コース」、主な普及項目を胸骨圧迫及びAEDの取扱いとし、講習時間を従来の普通救命講習より短時間に設定したこと。③住民に対する普及講習の実施方法については、e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とした新たな実施方法を追加したことの3点であり、これらの点に関わる留意事項を以下本文に取りまとめたので、参照の上応急手当の普及啓発活動の実施について留意願いたい。

## 1. 普通救命講習Ⅲについて

小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生等については、従来、普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ）の中で受講者のニーズに応じて対応してきた。しかしながら、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生等の重要性を鑑み、普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ）の中での対応とは別に、新たに小児、乳児、新生児に対する応急手当を普及するための「普通救命講習Ⅲ」を実施する。（表 1 参照）

なお、普通救命講習Ⅲのカリキュラムについては、表 2 に示すとおりとする。

### (1) 普及要領について

ガイドラインでは、市民救助者が小児に対して心肺蘇生を行う場合は成人と共通の一次救命処置ガイドラインに従うとあるが、市民のうち小児にかかわることが多い人（保護者、保育士、幼稚園・小学校・中学校教職員、ライフセーバー、スポーツ指導者等）は、医療従事者向けの PBLIS（Pediatric BLS：小児一次救命処置）を学ぶことが推奨されている。

しかしながら、PBLIS の概念全てを標準的な応急手当講習に導入するには、「複数の救助者による 15：2 の心肺蘇生」、「心肺蘇生要領（胸骨圧迫よりも人工呼吸を優先）等について、指導内容や指導時間について検討する必要がある」等課題がみられるため、普通救命講習Ⅲの普及要領については成人と共通の一次救命処置ガイドラインに従い、下記の点に留意し普及啓発活動を実施する。

- ① 1 歳以後の小児の死亡原因の第 1 位が「不慮の事故」であることを踏まえ、普及項目の応急手当の重要性については、心停止の予防、特に不慮の事故による傷害の予防について重点的に指導する。
- ② 小児・乳児の心肺停止の原因としては、心停止が一時的な原因になることは少なく、呼吸停止に引き続いて心肺停止となることが多いことから、人工呼吸の重要性について重点的に指導する。
- ③ 小児、乳児では、気道異物の窒息による心停止の割合が高いことから、異物除去法を実施できるよう重点的に指導する。

### (2) 普及対象者について

普通救命講習Ⅲの普及対象者は、ガイドラインで推奨している「保育士や教員、小児の保護者など日常的に小児に接するもの」に限定せず、受講を希望する者を対象とする。

表 1 普通救命講習Ⅲの追加について

(従来)

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習 (Ⅰ・Ⅱ)	心肺蘇生法 (成人)、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える

(新規)

講習の種別		主な普及項目
普通救命講習	Ⅰ	心肺蘇生法 (主に成人を対象)、大出血時の止血法
	Ⅱ	心肺蘇生法 (主に成人を対象)、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする
	Ⅲ	心肺蘇生法 (主に小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法

表 2 普通救命講習Ⅲのカリキュラム

1 到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>心肺蘇生法 (主に小児、乳児、新生児を対象) を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</li> <li>自動体外式除細動器 (AED) について理解し、正しく使用できる。</li> <li>異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</li> </ol>
2 標準的な実施要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>講習については、実習を主体とする。</li> <li>1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</li> <li>訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</li> <li>指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</li> </ol>

項目		細目	時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性 (心停止の予防等を含む) 等	15
救命に必要な応急手当 (主に小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 (実技)	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領
			口対口 (口鼻) 人工呼吸法
			シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用法	AEDの使用法	AEDの使用法 (ビデオ等)
			指導者による使用法の提示
			AEDの実技要領
異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法	165
合計時間			180

## 2. 住民に対する応急手当の導入講習（救命入門コース）について

ガイドラインでは、講習制度について以下のとおり提言されている。

- 受講後6ヶ月後などに再講習あるいは評価を行う場合には、従来型のインストラクター主体によるBLS講習時間（180分）の短縮を考えることは妥当である。
- バイスタンダー※による心肺蘇生を増加させるために、おもに市民を対象とする心肺蘇生講習については、時間的な制約や年齢などのため、従来型の講習への参加が難しい場合、胸骨圧迫のみの心肺蘇生講習は有用かもしれない。

※ バイスタンダー（bystander）：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、適切な処置が出来る人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を向上させる人員のこと。

そこで、市民に対する応急手当の普及は、「住民に対する標準的な普及講習（普通救命講習Ⅰ～Ⅲ、上級救命講習）」を基本としつつも、より多くのバイスタンダーを育成し裾野を広げるため、講習内容を簡素化した応急手当の導入講習（救命入門コース）を設定する。

### 救命入門コースの概要

#### ① 講習の位置づけ

これまでの、住民に対する標準的な普及講習に変わるものではなく、時間的な制約や年齢などのため、従来型の講習への参加が難しい市民を対象とする。併せて、普通救命講習受講へ繋げるための講習とする。

#### ② 対象者

これまでの救命講習の対象者は概ね中学生以上を基本としてきたが、より広く普及啓発活動を展開するため、また一方で対象者の体力的な面を考慮し、小学生中高学年（概ね10歳）以上とする。

#### ③ 講習カリキュラム

救命入門コースのカリキュラムは、胸骨圧迫とAEDの使用法を中心とする。普通救命講習Ⅰのカリキュラムに含まれる心肺蘇生法の異物除去法や効果確認、止血法は含めない。また、気道確保要領や口対口人工呼吸法については呈示または体験とすること、AEDの使用法の説明については口頭で行うことも可能である。

（表3参照）

#### ④ 講習時間

講習時間は、小中学校で実施することも考慮し、小学校の授業の2時限分（1時限45分）の90分とする。

#### ⑤ 指導者・指導体制

救命入門コースの指導は普通救命講習と同様、応急手当指導員または応急手当普及員が行う。また、指導体制は訓練資機材一式に対し受講者5名以内、指導者1名に対して受講者10名以内とすることが望ましい。

⑥ 参加証の交付

救命入門コースの参加者には、「救命入門コース参加証」を交付することができる。救命入門コースの「参加証」は、救命講習の「修了証」とは性質が異なるものであるため、管轄消防本部の消防長印は押印しない。

参加証の表面に「次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！」という文言を記載し、普通救命講習の受講を促す。また、裏面には救命の連鎖や応急処置の手順のイラスト等各消防本部が任意の図表を掲載することとし、受講者が実際に応急処置をする際に参考になるものが望ましい。(図1参照)

表3 救命入門コースのカリキュラム

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技及び呈示)	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領(呈示又は体験)	
			口対口人工呼吸法(呈示又は体験)	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
	AEDの使用方法	AEDの使用方法(口頭又はビデオ等)		
		AEDの実技要領		

図1 救命入門コース参加証

(表)

<p style="text-align: center;"><b>救命入門コース参加証</b></p> <p style="text-align: center;">氏 名   ○   ○   ○   ○</p> <p>上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。 年   月   日</p> <p>※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！</p> <p style="text-align: right;">○   ○ 消防本部</p>
--

(裏)

<p style="text-align: center;"><b>救命入門コース参加証</b></p> <p style="text-align: center;">※ 各消防本部任意の図表等を掲載すること。</p>
---

参加証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。



### 3. 普及講習の新たな実施方法について

#### ① e-ラーニングを活用した救命講習

インターネット（e-ラーニング）上で救命講習の座学部分（60分）を受講し、概ね1ヶ月以内に実技を中心とした120分の講習（実技救命講習）を受講すれば、普通救命講習を修了したものと認定し、修了証を交付する。（図3参照）

また、e-ラーニングでは、学習の最後に確認テストを行い、実技講習時に印刷等によるテスト結果の提出を求め、テスト成績に一定の基準を設けることで受講者の学習意欲を高める方法を採用することが望ましい。

なお、実技救命講習のカリキュラムは表4を参照とする。

図3 e-ラーニングを活用した講習

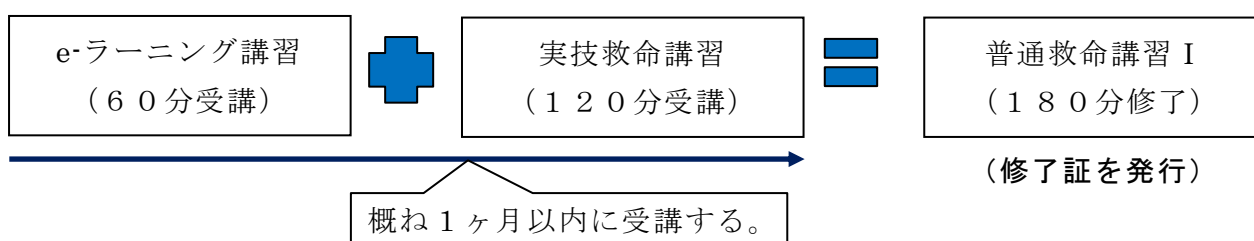


表4 実技救命講習のカリキュラム

1 到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</li> <li>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</li> <li>3 異物除去法及び大量出血時の止血法を理解できる。</li> </ul>
2 標準的な実施要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 講習については、実習を主体とする。</li> <li>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</li> <li>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</li> <li>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</li> </ul>

項目		細目	時間 (分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	5	
救命に必要な応急手当	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 (実技)	反応の確認、通報	115
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口(口鼻)人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法	AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法	直接圧迫止血法		
合計時間			120	

※ 実技救命講習の実施プログラムについては、平成22年度救急業務高度化推進検討会報告書を参考。

② 普及時間の分割による講習

I カリキュラム分割型

例として、現状の救命講習の受講時間は180分以上となっていることから「長時間の講習になかなか参加しにくい」、「短時間の講習を開催してほしい」という住民のニーズがある。そこで、カリキュラムを2分割あるいは3分割し、1回あたりの講習時間を短くすることで受講者のニーズに応じる方法を推奨する。

ただし、講習を分割した場合、救命講習修了の認定基準は、全てのカリキュラムを概ね1ヶ月以内に受講することとする。(図4、5参照)

図4 2分割による講習例(普通救命講習Iの場合)

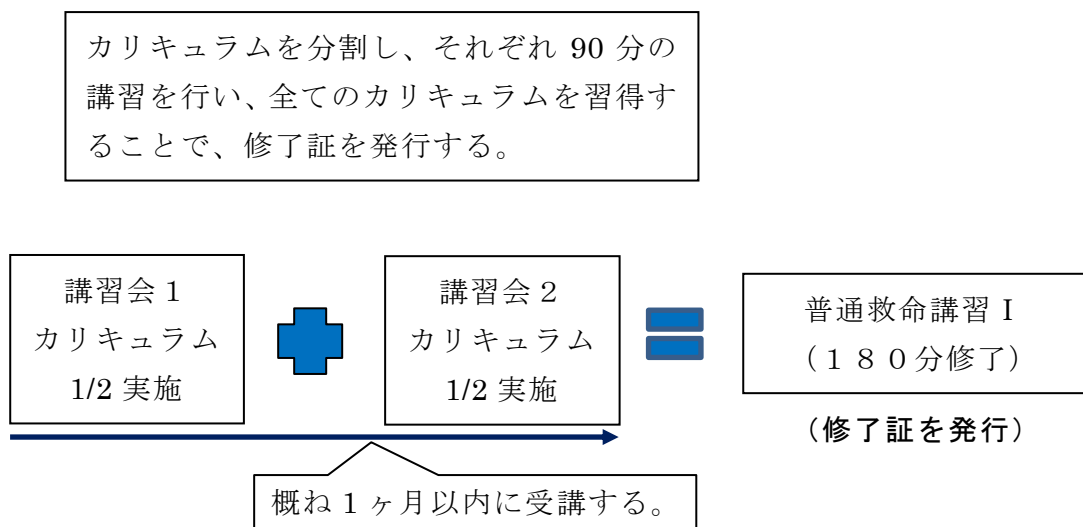
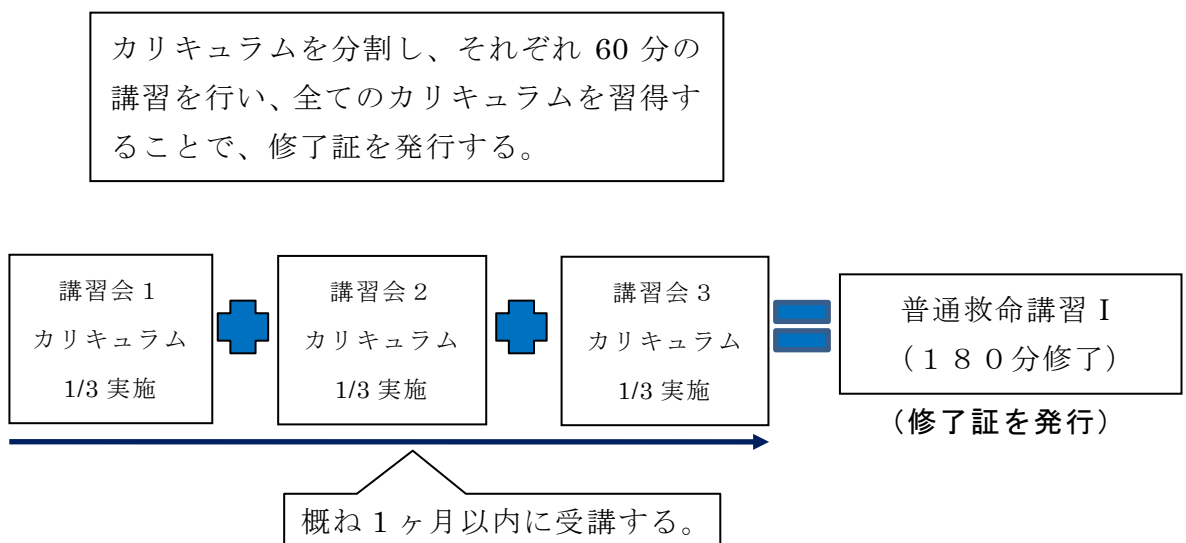


図5 3分割による講習例(普通救命講習Iの場合)



## II 講習時間分割型

救命講習に必要なカリキュラムを学習した上で、認定に必要な講習時間を一定期間内に受講する方法。

具体例としては、救命入門コース受講後概ね12ヶ月以内に、普通救命講習Iへのステップアップを兼ねた講習（実技救命講習※）を受講することで、普通救命講習Iに必要なカリキュラム及び受講時間を一定期間内に修了したものと認定し、普通救命講習Iの修了証を交付する。（図2参照）

上位講習へのステップアップを図ることで、バイスタンダーの知識・技術の向上を図り、より質の高いバイスタンダーを育成する。

※ 実技救命講習は、e-ラーニングを活用した救命講習で受講する実技救命講習（表4）と同様とする。

図2 講習時間分割型（救命入門コースの場合）

